

## 海外の制度について

### 世界の動きについて

1989年デンマークで初めて、同性カップルに異性カップルとほとんど同じ権利を認める「登録パートナーシップ法」が作られ、その後、2001年にオランダにて世界で初めて同性婚が認められました。

現在は、34カ国で同性婚が認められ、30カ国で婚姻とほぼ同等の代替制度があり、中には両方の制度がある国もあります。下記はその一部です。

#### オランダ

- ・2001年に世界ではじめて同性婚を合法化した。
- ・成立当初は、国際的な養子縁組ができないことや、子どもを出産していないほうのパートナーは養子縁組ができない等、婚姻制度との相違点があったが、今では解消している。
- ・学校教育で「性の多様性」を扱うことが義務づけられている。

#### アメリカ

- ・2015年に連邦最高裁判所が同性婚を認め、合法化された。
- ・アメリカでは州によって法律が違い、近年、性的マイノリティの権利を制限する反LGBTQ法が急増している。LGBTQの教育を制限する法律や未成年へのホルモン療法禁止する法律等が成立している。
- ・LGBT教育に関しても州によって異なり、消極的なところもある。

#### フランス

- ・1999年に結婚に準ずる権利を同性間・異性間に認める制度である「PACS(パックス)」を導入。

#### PACS (パックス) とは

男女平等を目指し、同性カップルに異性同士の結婚と同様の権利を認めるとしてできた制度。税制上の優遇等の結婚と同等の権利がある一方で、相続権がない、貞操義務がない、関係を解消する際の手続きが結婚より簡易である等の異なる点もある。異性カップルの利用者も多い。

- ・周辺国の多くが婚姻を認めることとなったことを背景に、2013年に同性婚も認められるようになったが、あえてPACSを利用している人もいる。

#### 台湾

- ・2019年にアジアで初めて同性婚が認められた。
- ・養子縁組の制限、人工生殖法に関することが明文化されていない、同性配偶者間での姻戚関係が生じない等、異性間の婚姻とは異なる部分もあり、課題とされている。

#### イタリア

- ・2016年に同性カップルに結婚に準じた権利を認める「シビル・ユニオン法」が成立。
- ・結婚と同等の権利義務があるが、養子縁組ができないなど異なる点がある。